



[Vol.1]

新生活の運転、自動車保険の加入も忘れずに！

4月から新生活が始まり、自動車や二輪車を運転し始めるという方もいらっしゃると思います。運転にあたり不安なことといえば「交通事故」。そして、そのときに頼りになるのが、クルマの保険です。クルマの保険には、大きく分けて「**自賠責保険**」と「**自動車保険**」があります。この違い、皆さんはご存知でしょうか？

「自賠責保険」と「自動車保険」って何がちがうの？

自賠責保険	自動車保険
<ul style="list-style-type: none"> 必ず加入する必要があります。 交通事故の被害者を救済するための保険です。そのため、補償する範囲（保険金を支払う範囲）は、交通事故により「他人を死傷させた場合」のみに限定されています。 保険金の支払限度があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自賠責保険とは別に、任意で加入できます。 補償する範囲は、自賠責保険の「他人を死傷させた場合」だけでなく、交通事故により「他人の物を壊した場合」や「自分や搭乗者が死傷した場合」、「自分の車が壊れた場合」もカバーできます。 保険金の支払限度を無制限にできます（対人賠償責任保険と対物賠償責任保険が対象。人身傷害保険は保険会社の商品による）。

まとめると…

	他人を死傷させた場合	他人の物を壊した場合	自分や搭乗者が死傷した場合	自分の車が壊れた場合
自賠責保険 (必ず加入)	○ 保険金の支払限度有※1	×	×	×
自動車保険 (任意で加入)	[対人賠償責任保険] ○ 保険金の支払限度を無制限に設定可	[対物賠償責任保険] ○ 保険金の支払限度を無制限に設定可	[人身傷害保険等] ○ 保険金の支払限度を設定可※2	[車両保険] ○

※1 損害の程度により、死亡：3000万円、後遺障害：75～4000万円、傷害：120万円 の支払限度あり
 ※2 設定可能な金額は保険会社の商品による

「自賠責保険は当然入っているけど、自動車保険はなあ…」と思っている方！

自分の車の修理だけなら自費で何とか^{まかな}えるかもしれませんが、しかし、他人を死傷させてしまったり、他人の物を壊してしまったり、**数千万円、数億円規模の損害が発生した事例^{*1}**もあります。

自賠責保険だけでは、補償の範囲が限られており、また保険金の支払限度があるため、高額な損害に対して**十分な支払資金が準備できない恐れ**があります。そこで、自賠責保険の上乗せとして**自動車保険に加入**し、保険金の支払限度を無制限^{*2}にするなどして、**自賠責保険で補償されない部分をカバー**することが大切です。

どんな用途・車種でも自動車保険の加入は忘れずに！

実際、自動車保険の加入状況は、右の表のように用途・車種ごとにばらつき^{*3}が見られます。しかし、相手方のある交通事故をおこしてしまった場合、**被害者の方への損害賠償等の支払いは、用途・車種にかかわらず発生する**ものです。

どんな用途・車種であっても、安心して運転できるよう、自賠責保険だけでなく、**自動車保険も忘れずに加入**しましょう。

用途・車種	自動車保険の普及率
自家用普通乗用車	82.8%
軽四輪貨物車	55.3%
営業用普通貨物車	72.5%
二輪車	43.8%

2020年3月末時点の対人賠償責任保険の数値（「2020年度 自動車保険の概況」から）

もっと知りたい方は「**自動車保険の概況**」（右記QRコード）をご覧ください

- *1 交通事故高額賠償判決例 … 第42表（人身事故）、第43表（物件事故）
- *2 保険金額別契約構成表 … 第21表（対人賠償）、第22表（対物賠償）、第23表（人身傷害）
- *3 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 … 第18表



https://www.giroj.or.jp/publication/outline_j/